六十五歳以上七十歳未満	三、九二〇円	一五、五五八円
七十歳以上	三、九二〇円	一三、二八七円

附　則

この告示は、平成二十九年四月一日から施行し、同日以後に支給すべき事由が生じた長期療養者の休業補償及び年金たる補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた年金たる補償で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用する。

○厚生労働省告示第九十七号

労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和四十七年労働省令第四十四号）第一条の二の十七第一項第三号及び第一条の二の三十二第一項第三号の規定に基づき、労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第一条の二の十七第一項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める産業医研修の研修科目の範囲、履修方法及び時間及び労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第一条の二の三十二第一項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める産業医実習の実習科目の範囲及び時間の一部を改正する告示を次のように定め、平成二十九年十月一日から適用する。

平成二十九年三月二十九日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第一条の二の十七第一項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める産業医研修の研修科目の範囲、履修方法及び時間及び労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第一条の二の三十二第一項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める産業医実習の実習科目の範囲及び時間の一部を改正する告示

（労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第一条の二の十七第一項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める産業医研修の研修科目の範囲、履修方法及び時間の一部改正）

第一条　労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第一条の二の十七第一項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める産業医研修の研修科目の範囲、履修方法及び時間（平成二十一年厚生労働省告示第百三十六号）の一部を次のように改正する。

第一号の表健康管理の項下欄中「健康管理の事例」を「治療と職業生活との両立支援　健康管理の事例」に改める。

（労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第一条の二の三十二第一項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める産業医実習の実習科目の範囲及び時間の一部改正）

第二条　労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第一条の二の三十二第一項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める産業医実習の実習科目の範囲及び時間（平成二十一年厚生労働省告示第百三十七号）の一部を次のように改正する。

第一号の表健康管理の項下欄中「健康管理の事例」を「治療と職業生活との両立支援　健康管理の事例」に改める。

○厚生労働省告示第九十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号）第五十条第一項第四号、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十二号）第四条第一項第一号イ(3)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十四号）第十二条第一項第五号及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十七号）第十一条第一項第二号イ(3)の規定に基づき、指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成十八年厚生労働省告示第五百四十四号）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から適用する。

平成二十九年三月二十九日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

第一号イ(1)(一)中「五年以上である者（」を「三年以上である者（」に改め、同(一)b中「介護に関する指導を行う業務」の下に「又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援（以下「訓練等」という。）を行い、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務」を加える。

○農林水産省告示第四百八十一号

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）第六条第一項、第九条第三項、第十一条第一項、第十二条第一項及び第二十八条第一項の規定に基づき、同法第六条第一項の平均輸入価格、同法第九条第一項第一号ハの農林水産大臣の定める額、同法第十一条第一項の異性化糖標準価格、同法第十二条第一項の異性化糖平均供給価格及び同法第二十八条第一項の平均輸入価格を次のように定めたので、同法第六条第二項（同法第九条第四項、第十一条第六項、第十二条第二項及び第二十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、それぞれの適用期間と併せて告示する。

平成二十九年三月二十九日

農林水産大臣　山本　有二

一　砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第六条第一項の平均輸入価格　一、〇〇〇キログラムにつき六二、一一〇円

適用期間　平成二十九年四月一日から六月三十日まで

二　農林水産大臣の定める額　零

適用期間　平成二十九年四月一日から六月三十日まで

三　異性化糖標準価格　一、〇〇〇キログラムにつき一二三、七〇三円（うち消費税額及び地方消費税額分　九、一六三円）

適用期間　平成二十九年四月一日から六月三十日まで

四　異性化糖平均供給価格　一、〇〇〇キログラムにつき一二八、四二三円（うち消費税額及び地方消費税額分　九、五一三円）

適用期間　平成二十九年四月一日から六月三十日まで

五　砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第二十八条第一項の平均輸入価格　一、〇〇〇キログラムにつき六〇、五三〇円

適用期間　平成二十九年四月一日から六月三十日まで

○農林水産省告示第四百八十二号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第十八条第一項の規定に基づき品種登録をしたので、同条第三項の規定に基づき公示する。

平成二十九年三月二十九日

農林水産大臣　山本　有二

1　品種登録の番号、品種登録の年月日、登録品種の属する農林水産植物の種類、登録品種の名称、育成者権の存続期間、品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに出願公表の年月日

1　品種登録の番号　第25937号

2　品種登録の年月日　平成29年3月29日

3　登録品種の属する農林水産植物の種類

Dianthus caryophyllus L.

4　登録品種の名称　BARTHAIF

5　育成者権の存続期間　25年

6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所

BARBERET & BLANC, S.A.

Camino Viejo 205, 30890 Puerto Lumbreras, Murcia, Spain

7　出願公表の年月日　平成26年7月14日

1　品種登録の番号　第25938号

2　品種登録の年月日　平成29年3月29日

3　登録品種の属する農林水産植物の種類

Dianthus caryophyllus L.

4　登録品種の名称　BARLEMONTEA

5　育成者権の存続期間　25年